

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令改正案の新旧対照表について（傍線部分は改正部分）

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令改正案（昭和49年3月5日通商産業省令第18号）

改正案	現行
<p>（販売等に係る例外の届出等） 第四条 法第四条第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該特定製品が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（<u>令第十七条第一項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長</u>）に提出しなければならない。 2・3 （略）</p> <p>（事業の届出） 第六条 法第六条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（<u>令第十七条第三項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第四項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長。第八条第一項、第九条、第十一条及び第十二条において同じ。</u>）に提出しなければならない。</p> <p>（基準適合義務に係る例外の届出等） 第十三条 法第十一条第一項第一号の届出については第四条第一項の規定を、<u>法第十一条第一項第二号の承認の申請については第四条第二項及び第三項の規定を準用する。</u>この場合において、同条第一項中「<u>第十七条第一項</u>」とあるのは「<u>第十七条第三項</u>」と、「<u>同条第二項</u>」とあるのは「<u>同条第四項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（表示） 第二十二条 法第十三条の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。 一 <u>別表第五第三号、第五号、第六号及び第十号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第六に定める様式の表示</u> 二 <u>別表第五第一号、第二号、第四号及び第七号から第九号までの特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第七に定める様式の表示</u></p>	<p>（販売等に係る例外の届出等） 第四条 法第四条第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該特定製品が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣（<u>令第十六条第一項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長</u>）に提出しなければならない。 2・3 （略）</p> <p>（事業の届出） 第六条 法第六条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣（<u>令第十六条第三項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第四項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長。第八条第一項、第九条、第十一条及び第十二条において同じ。</u>）に提出しなければならない。</p> <p>（基準適合義務に係る例外の届出等） 第十三条 法第十一条第一項第一号の届出については第四条第一項の規定を、<u>法第十一条第一項第二号の承認の申請については第四条第二項及び第三項の規定を準用する。</u>この場合において、同条第一項中「<u>第十六条第一項</u>」とあるのは「<u>第十六条第三項</u>」と、「<u>同条第二項</u>」とあるのは「<u>同条第四項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（表示） 第二十二条 法第十三条の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。 一 <u>別表第五第一号、第五号及び第六号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第六に定める様式の表示</u> 二 <u>別表第五第二号から第四号まで及び第七号から第九号までの特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第七に定める様式の表示</u></p>

(登録の区分)

第二十三条 法第十六条第一項の主務省令で定める特別特定製品の区分は、次のとおりとする。

- 一 乳幼児用ベッド
- 二 携帯用レーザー応用装置
- 三 浴槽用温水循環器
- 四 ライター

様式第14(第38条関係)

(略)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。

別表第1 (第3条、第5条、第14条第1項関係)

特定製品の区分	技術上の基準
1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま	<p>1(1) 本体とふたの着脱は円滑であること。</p> <p>(2) 本体とふたとのはめ合わせが不完全な場合、蒸気が漏れる構造を有し、この状態において加熱したとき、内部のゲージ圧力(以下「内圧」という。)が5.0キロパスカル以上にならない構造を有すること。</p> <p>2 コック等の操作により蒸気を排出する減圧装置を有し、その操作をして内圧が5.0キロパスカル未満になつた後でなければ、ふたを開けることができない構造を有すること。ただし、次の各号にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 本体とふたとのはめ合わせ方式がスライド方式のものにあつては、内圧が5.0キロパスカルのとき、本体とふたとのはめ合わせ部分に油を付着させた状態において、取っ手の先端部に107.9ニュートンの力を加えてスライドさせたときに本体からふたが外れない構造のもの。</p> <p>(2) 本体とふたとのはめ合わせ方式が落としふた方式のもの、重ねふた方式のもの又はその他のものにあつては、内圧が5.0キロパスカルのとき、107.9ニュートンの力でふたを開けるように操作しても、本</p>

(登録の区分)

第二十三条 法第十六条第一項の主務省令で定める特別特定製品の区分は、次のとおりとする。

- 一 乳幼児用ベッド
- 二 携帯用レーザー応用装置
- 三 浴槽用温水循環器

(新規)

様式第14(第38条関係)

(略)

備考 用紙の大きさは日本工業規格B8とすること。

別表第1 (第3条、第5条、第14条第1項関係)

特定製品の区分	技術上の基準
1. 乳幼児用ベッド	<p>1 手足を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと。</p> <p>2(1) 各部は、ゆるみを生じないよう確実に組み立てることができること。</p> <p>(2) 可動部分は、円滑かつ確実に操作することができるものであること。</p> <p>3 床板は、使用時に容易にはずれないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。</p> <p>4 前枠が開閉式又はスライド式のものにあつては、乳幼児が容易にその前枠を開き、又は下げることができない構造を有すること。</p> <p>5 キャスターを有するものにあつては、可動防止のための措置が講じられていること。</p> <p>6 アクセサリーは、147.1ニュートンの力で引つ張つたとき、異状が生じないよう取り付けられていること。</p> <p>7 乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することがない構造を有すること。</p> <p>8 乳幼児の頭部が組子間及び枠とマットレスの間等に挟まれにくい構造を有すること。</p> <p>9 乳幼児の手足が挟まれにくい構造を有すること。</p> <p>10 乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。</p> <p>11 乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かりにくい構</p>

- 体からふたが外れない又は開かない構造のもの。
- 3 (1) 取っ手は持ちやすい形状で、本体若しくはふたとの接合が確実にされているもの又は容易に、かつ、確実にできるものであること。
- (2) 片手式のものには補助取っ手がついていること。
- 4 すわりは、良好であること。
- 5 手などを傷つけるおそれのあるばり及びまくれがないこと。
- 6 (1) 圧力調整装置及び安全装置を有し、そのノズルは目詰まりしにくく、かつ、掃除がしやすいこと。
- (2) 圧力調整装置のおもりは、脱落しにくい構造を有すること。
- (3) 安全装置は、作動時に直接外部に飛び出さない構造を有すること。
- 7 (1) 圧力調整装置は、円滑に作動すること。
- (2) 圧力調整装置が作動した場合における圧力なべ及び圧力がまの最高の内圧(以下「使用最高圧力」という。)は147.1キロパスカル以下であること。
- 8 安全装置は、使用最高圧力の3倍以下の内圧(以下「安全装置作動圧力」という。)で作動し、この場合において、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。
- 9 安全装置作動圧力の2倍の内圧に1分間耐え、その内圧を取り去つた後、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。
- 10 通常の使用状態において、取っ手の温度は室温プラス40度以下であること。また、取扱説明書にミトン等を用いて、やけどに注意する旨の事項を記載してあること。
- 11 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標(商標法(昭和34年法律第127

- 造を有すること。
- 12 床板の中央部に20センチメートルの高さから10キログラムの砂袋を連続して250回落下させたとき、各部に異状が生じないこと。
- 13 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部にそれぞれ294.2ニュートンの荷重を加えたとき、各部に異状が生じないこと。
- 14 組子の中央部を147.1ニュートンの力で引つ張つたとき、組子がはずれる等の異状が生じないこと。
- 15 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部をそれぞれ196.1ニュートンの力で引つ張つたとき、各部に異状が生じないこと。
- 16 床板前縁の中央部に588.4ニュートンの荷重を10分間連続して加えたとき、各部に異状が生じないこと。
- 17 枠にネット又は板を張つているものにあつては、そのネット又は板の中央部に196.1ニュートンの力を加えたとき、ネット又は板の破損等の異状が生じないこと。
- 18 妻枠の上さん中央部の外側面に294.2ニュートンの荷重を30回交互に繰り返し加えたとき妻枠の上さん中央部の変位量は30ミリメートル以下であり、また、各部に異状が生じないこと。
- 19 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部の内側面にそれぞれ10キログラムの砂袋により衝撃を加えたとき、各部に異状が生じないこと。
- 20 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標(商標法(昭和34年法律第127号)第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。)をもつて代えることができる。
- (2) 安全に使用する上で必要となる使用上

	<p>号)第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。)をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>		<p>の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>
2.乗車用ヘルメット	<p>1(1) ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。また、皮膚に有害な影響を与えないものであること。</p> <p>(2) 金具類は、耐食性のもの又はさび止め処理を施したものであること。</p> <p>2(1) ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。 なお、ヘルメットの外表面は、日本工業規格T8133(2007)乗車用ヘルメット3.13に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。</p> <p>(2) 帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本工業規格T8133(2007)乗車用ヘルメット6.2b)に適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量0.125リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット(以下「原付等用ヘルメット」という。)にあつては、日本工業規格T8133(2007)乗車用ヘルメット6.2a)に適合すること。</p> <p>(3) 帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げることのないよう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。</p> <p>3(1) 着用者の頭部によくなじみ、かつ、頭部を傷つけるおそれがない構造を有すること。</p> <p>(2) 組立てが良好で、使用上支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等がないこと。</p> <p>(3) 左右の視界が105度以上あり、かつ、</p>	2.登山用ロープ	<p>1 すれ、傷その他の欠点がなく仕上げが良好であること。</p> <p>2 落下衝撃試験を行つたとき、初回にはロープの衝撃応力が、技術上の基準の欄の4(2)の表示のあるものにあつては7,845.3ニュートン以下、その他のものにあつては11,768.3ニュートン以下であり、2回目にはロープが切断しないこと。</p> <p>3 せん断衝撃試験を3回行つたとき、ロープのせん断衝撃力が、4(2)の表示があるものにあつてはいずれも980.7ニュートン以上、その他のものにあつてはいずれも1,471.0ニュートン以上であること。</p> <p>4(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) 二つ折り又は2本で使用するものにあつては、1/2の記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(3) 登山用ロープを安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>

	<p>上下の視界が十分とれること。</p> <p>(4) ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ、内装クッション及び保持装置から構成されていること。また、耳おおい、ひさし、シールド及びあごガードを備えてもよい。 なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。</p> <p>(5) 著しく聴力を損ねることのない構造を有すること。</p> <p>4 質量は、頸部に負担がかからない適切な質量であること。</p> <p>5 衝撃吸収性試験を行つたとき、最大衝撃加速度が2,940メートル毎秒毎秒以下であり、かつ、1,470メートル毎秒毎秒以上の継続時間が6ミリ秒以下(原付等用ヘルメットにあつては4ミリ秒以下)であること。</p> <p>6 耐貫通性試験を行つたとき、ストライカの先端が耐貫通性試験用人頭模型に接触しないこと。</p> <p>7 保持装置の強さ試験を行つたとき、動的伸びが35ミリメートル以下であり、かつ、残留伸びが25ミリメートル以下であり、また、試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること。</p> <p>8 保持性(ロールオフ)試験を行つたとき、ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。</p> <p>9 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車に限り使用するものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>(3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>		
3. 乳幼児用ベ	1 手足を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まく	3. 家庭用の圧	1 (1) 本体とふたの着脱は円滑であること。

ツド

- れ、ささくれ等がないこと。
- 2 (1) 各部は、ゆるみを生じないよう確実に組み立てることができること。
- (2) 可動部分は、円滑かつ確実に操作することができるものであること。
- 3 床板は、使用時に容易にはずれないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。
- 4 前枠が開閉式又はスライド式のものにあつては、乳幼児が容易にその前枠を開き、又は下げることができない構造を有すること。
- 5 キャスターを有するものにあつては、可動防止のための措置が講じられていること。
- 6 アクセサリーは、147.1ニュートンの力で引つ張つたとき、異状が生じないよう取り付けられていること。
- 7 乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することができない構造を有すること。
- 8 乳幼児の頭部が組子間及び枠とマットレスの間に挟まれにくい構造を有すること。
- 9 乳幼児の手足が挟まれにくい構造を有すること。
- 10 乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。
- 11 乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かりにくい構造を有すること。
- 12 床板の中央部に20センチメートルの高さから10キログラムの砂袋を連続して250回落下させたとき、各部に異状が生じないこと。
- 13 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部にそれぞれ294.2ニュートンの荷重を加えたとき、各部に異状が生じないこと。
- 14 組子の中央部を147.1ニュートンの力で引つ張つたとき、組子のはずれ等の異状が生じないこと。
- 15 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部をそれぞれ196.1ニュートンの力で引つ張つたとき、各部に異状が生じないこと。
- 16 床板前縁の中央部に588.4ニュートンの荷重を10分間連続して加えたとき、各部に異状が生じないこと。
- 17 枠にネット又は板を張つているものにあつては、そのネット又は板の中央部に196.1ニ

力なべ及び圧力がま

- (2) 本体とふたとのはめ合わせが不完全な場合、蒸気が漏れる構造を有し、この状態において加熱したとき、内部のゲージ圧力(以下「内圧」という。)が5.0キロパスカル以上にならない構造を有すること。
- 2 コック等の操作により蒸気を排出する減圧装置を有し、その操作をして内圧が5.0キロパスカル未満になつた後でなければ、ふたを開けることができない構造を有すること。ただし、次の各号にあつては、この限りでない。
- (1) 本体とふたとのはめ合わせ方式がスライド方式のものにあつては、内圧が5.0キロパスカルするとき、本体とふたとのはめ合わせ部分に油を付着させた状態において、取つ手の先端部に107.9ニュートンの力を加えてスライドさせたときに本体からふたが外れない構造のもの。
- (2) 本体とふたとのはめ合わせ方式が落としふた方式のもの、重ねふた方式のもの又はその他のものにあつては、内圧が5.0キロパスカルするとき、107.9ニュートンの力でふたを開けるように操作しても、本体からふたが外れない又は開かない構造のもの。
- 3 (1) 取つ手は持ちやすい形状で、本体若しくはふたとの接合が確実にされているもの又は容易に、かつ、確実にできるものであること。
- (2) 片手式のものには補助取つ手がついていること。
- 4 すわりは、良好であること。
- 5 手などを傷つけるおそれのあるばり及びまくれがないこと。
- 6 (1) 圧力調整装置及び安全装置を有し、そのノズルは目詰まりしにくく、かつ、掃除がしやすいこと。
- (2) 圧力調整装置のおもりは、脱落しにくい構造を有すること。
- (3) 安全装置は、作動時に直接外部に飛び出さない構造を有すること。

	<p>ユートの力を加えたとき、ネット又は板の破損等の異状が生じないこと。</p> <p>18 妻枠の上さん中央部の外側面に294.2ニュートの荷重を30回交互に繰り返し加えたとき妻枠の上さん中央部の変位量は30ミリメートル以下であり、また、各部に異状が生じないこと。</p> <p>19 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部の内側にそれぞれ10キログラムの砂袋により衝撃を加えたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>20 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>		<p>7 (1) 圧力調整装置は、円滑に作動すること。</p> <p>(2) 圧力調整装置が作動した場合における圧力なべ及び圧力がまの内部の最高の内圧(以下「使用最高圧力」という。)は147.1キロパスカル以下であること。</p> <p>8 安全装置は、使用最高圧力の3倍以下の内圧(以下「安全装置作動圧力」という。)で作動し、この場合において、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。</p> <p>9 安全装置作動圧力の2倍の内圧に1分間耐え、その内圧を取り去つた後、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。</p> <p>10 通常の使用状態において、取つ手の温度は室温プラス40度以下であること。また、取扱説明書にミトン等を用いて、やけどに注意する旨の事項を記載してあること。</p> <p>11 (1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>
<p>4. 登山用ロープ</p>	<p>1 すれ、傷その他の欠点がなく仕上げが良好であること。</p> <p>2 落下衝撃試験を行つたとき、初回にはロープの衝撃応力が、技術上の基準の欄の4(2)の表示のあるものにあつては7,845.3ニュートン以下、その他のものにあつては11,768.3ニュートン以下であり、2回目にはロープが切断しないこと。</p> <p>3 せん断衝撃試験を3回行つたとき、ロープのせん断衝撃力が、4(2)の表示があるものにあつてはいずれも980.7ニュートン以上、その他のものにあつてはいずれも1,471.0ニュートン以上であること。</p> <p>4 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産</p>	<p>4. 乗車用ヘルメット</p>	<p>1 (1) ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。また、皮膚に有害な影響を与えないものであること。</p> <p>(2) 金具類は、耐食性のもの又はさび止め処理を施したものであること。</p> <p>2 (1) ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。</p> <p>なお、ヘルメットの外表面は、日本工業規格T8133(2007)乗車用ヘルメット3.13に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。</p> <p>(2) 帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、</p>

業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

- (2) 二つ折り又は2本で使用するものにあつては、1/2の記号が容易に消えない方法により表示されていること。
- (3) 登山用ロープを安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。

日本工業規格T8133(2007)乗車用ヘルメット6.2b)に適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量0.125リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット(以下「原付等用ヘルメット」という。)にあつては、日本工業規格T8133(2007)乗車用ヘルメット6.2a)に適合すること。

- (3) 帽体に表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げることのないよう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。

3(1) 着用者の頭部によくなじみ、かつ、頭部を傷つけるおそれがない構造を有すること。

- (2) 組立てが良好で、使用上支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等がないこと。

- (3) 左右の視界が105度以上あり、かつ、上下の視界が十分とれること。

- (4) ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ、内装クッション及び保持装置から構成されていること。また、耳おおい、ひさし、シールド及びあごガードを備えてもよい。

なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。

- (5) 著しく聴力を損ねることのない構造を有すること。

4 質量は、頭部に負担がかからない適切な質量であること。

5 衝撃吸収性試験を行つたとき、最大衝撃加速度が2,940メートル毎秒毎秒以下であり、かつ、1,470メートル毎秒毎秒以上の継続時間が6ミリ秒以下(原付等用ヘルメットにあつては4ミリ秒以下)であること。

6 耐貫通性試験を行つたとき、ストライカの先端が耐貫通性試験用人頭模型に接触しないこと。

7 保持装置の強さ試験を行つたとき、動的伸びが3.5ミリメートル以下であり、かつ、残留伸びが2.5ミリメートル以下であり、また、試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができる

			<p>こと。</p> <p>8 保持性（ロールオフ）試験を行つたとき、ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。</p> <p>9 (1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) 総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車に限り使用するものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>(3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
<p>5. 携帯用レーザー応用装置</p>	<p>1 (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの及びそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものを除く。）にあつては、日本工業規格C6802(2005)レーザー製品の安全基準3.17クラス1レーザー製品又は3.19クラス2レーザー製品であること。</p> <p>全長が8センチメートル以上であること。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有すること。</p> <p>(2) (1)のもの以外のものにあつては、日本工業規格C6802(2005)レーザー製品の安全基準3.17クラス1レーザー製品（その放出持続時間が8.4e）時間基準3）を満たすものに限る。）であること。</p>	<p>5. 携帯用レーザー応用装置</p>	<p>1 (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなものを除く。）にあつては、日本工業規格C6802(1998)レーザー製品の安全基準3.15クラス1レーザー製品又は3.16クラス2レーザー製品であること。ただし、単3形電池の体積の2倍を超える体積を有する電池を使用する場合には、及びの規定は、適用しない。</p> <p>全長が8センチメートル以上であること。</p> <p>質量(使用する電池の質量を含む。)が40グラム以上であること。</p> <p>使用する電池の形状が単3形、単4形又は単5形であること。</p> <p>使用する電池の数が2個以上であること。</p> <p>通電状態にあることを確認できる機能を有すること。</p> <p>(2) (1)のもの以外のものにあつては、日本工業規格C6802(1998)レーザー製品の安全基準3.15クラス1レーザー製品（その放出持続時間が9.3e）時間基準3）を満たすものに限る。）であること。</p>

- 2 出力安定化回路を有すること。
- 3 (1) 外形上玩具として使用されることが明らかかなもの又はそれ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるものにあつては、レーザー光の放出状態を維持する機能(ただし、手動により維持する場合を除く。以下「放出状態維持機能」という。)を有さないこと。
- (2) (1)のもの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。
レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能等を有すること又は当該装置に割り当てられたクラスの被ばく放出限界(日本工業規格C6802(2005)レーザー製品の安全基準8.3クラス分けに対する責任に示されたものをいう。)を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。
使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合において、再度レーザー光を放出するときは、スイッチを入れ直すこと等を必要とすること。
- 4 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。
- (2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかかなものにあつては の注

- 2 出力安定化回路を有すること。
- 3 スイッチの通電状態を維持する機能を有さないこと。
- 4 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。
- (2) レーザー光をのぞきこまないこと、レーザー光を人に向けないこと(日本工業規格C6802(1998)レーザー製品の安全基準3.15クラス1レーザー製品(その放出持続時間が9.3e)時間基準3)を満たすこと。

	<p>意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のものうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあっては及びの注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの（日本工業規格C6802(2005)レーザー製品の安全基準3.17クラス1レーザー製品（その放出持続時間が8.4e)時間基準3)を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものに限る。))にあつてはの注意事項を表示することを要しない。</p> <p>レーザー光をのぞきこまない旨 レーザー光を人に向けない旨 子供に使わせない旨</p>		<p>たすものに限る。)のうち、カメラにおいてその焦点を自動的に調節することを目的とした装置の部品であつて、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものを除く。)1(1)のものにあつては子供に使わせないことその他の安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>
6. 浴槽用温水循環器	<p>1~2 (略) 3(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 吸入口に毛髪が吸い込まれるおそれがあるので注意すること、吸入口のカバー等がゆるんだ状態又は外れた状態で運転しないこと、運転中に浴槽内に潜らないこと、子供が入浴する際には十分注意することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	6. 浴槽用温水循環器	<p>1~2 (略) 3(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 吸入口に毛髪が吸い込まれるおそれがあるので注意すること、吸入口のカバー等がゆるんだ状態又は外れた状態で運転しないこと、運転中に浴槽内に潜らないこと、子供が入浴する際には十分注意することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>
7. 石油給湯機	<p>1~7 (略) 8(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただ</p>	7. 石油給湯機	<p>1~7 (略) 8(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号</p>

	<p>し、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>		<p>が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
8.石油ふるがま	<p>1～5 (略)</p> <p>6(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	8.石油ふるがま	<p>1～5 (略)</p> <p>6(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
9.石油ストーブ	<p>1～11 (略)</p> <p>12(1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	9.石油ストーブ	<p>1～11 (略)</p> <p>12(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>
10.ライター	<p>1 火炎を生成する機構は、不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にするため、意図的な手動操作を必要とする構造であること。</p> <p>2 火炎の高さは、使用者の想定を超える高さとならないよう制限されたものであること。</p> <p>3 火炎の高さを調整する機構は、使用者が意図する火炎の高さになるように適切に行うことができる構造であること。</p> <p>4 燃料がガスのものにあつては、燃焼を行つたと</p>	(新規)	(新規)

- き、火炎のばらつきがないこと。
- 5 火炎の消火は、使用者が想定する時間内で適切に行えること。
- 6 燃料がガスのものにあつては、燃料の充てん量が適切であること。
- 7 外部の形状は、仕上げが良好であり、手足を傷つけるおそれのある割れその他の欠点がないこと。
- 8 燃料適性試験を行つたとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。
- 9 燃料を再充てんできるものにあつては、注入口の閉鎖部材から燃料の漏れがないこと。
- 10 耐落下性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。
- 11 耐熱性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。
- 12 燃料がガスのものにあつては、耐内圧試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。
- 13 耐火炎性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。
- 14 耐繰返し燃焼性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。
- 15 耐連続燃焼性試験を行つたとき、各部に異状が生じないこと。
- 16 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。
- (2) 子供の手の届くところに置かないこと、50度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと及び使用后、火炎が消えていることを確認することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。

別表第2 (第7条関係)

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま	種類	(1) なべ (2) かま
	本体の材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの
	ふたの材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの
	取っ手の材質	(1) 合成樹脂製のもの (2) その他のもの
	容量	(1) 4リットル未満のもの (2) 4リットル以上7リットル未満のもの (3) 7リットル以上のもの
	最高使用圧力	(1) 0.09メガパスカル未満のもの (2) 0.09メガパスカル以上0.11メガパスカル未満のもの (3) 0.11メガパスカル以上のもの
	はめ合わせ方式	(1) スライド方式のもの (2) 重ねふた方式のもの (3) 落としふた方式のもの (4) その他のもの
	取っ手の形式	(1) 片手式のもの (2) 両手式のもの (3) その他のもの

別表第2 (第7条関係)

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
1. 乳幼児用ベッド	種類	(1) ベッド専用のもの (2) サークル兼用のもの (3) その他のもの
	本体の材質	(1) 木製のもの (2) 金属製のもの (3) その他のもの
	枠の構造	(1) 組子のもの (2) ネットのもの (3) その他のもの
	床板の材質	(1) 硬質繊維板製のもの (2) 合板製のもの (3) その他のもの
	床板の取付け方式	(1) 差込ピンに床板を置いた方式のもの (2) ボルトで床板を固定する方式のもの (3) 枠の上に床板を置いた方式のもの (4) その他のもの
	前枠の開閉機構	(1) 前開き式のもの (2) スライド式のもの (3) その他のもの
	キャスター	(1) あるもの (2) ないもの
	アクセサリ	(1) あるもの (2) ないもの

	取っ手の取付け方式	(1) リベットにより取っ手が接合されているもの (2) ボルトにより取っ手が接合されているもの (3) 溶接により取っ手が接合されているもの (4) 取っ手が本体と一体になったもの (5) 取っ手が着脱可能なもの (6) その他のもの			
	圧力調整装置の機構	(1) おもり式のもの (2) スプリング式のもの (3) その他のもの			
	安全装置の機構	(1) スプリング式のもの (2) ゴムブッシュ式のもの (3) チップ式のもの (4) 温度ヒューズ式のもの (5) その他のもの			
2. 乗車用ヘルメット	用途	(1) 総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のもの (2) その他のもの	2. 登山用ロープ	構成	(1) 編みのもの (2) よりのもの (3) その他のもの
	帽体の形状	(1) ハーフ形のもの (2) スリークォーターズ形のもの (3) オープンフェイス形のもの (4) フルフェイス形のもの		材質	(1) 合成繊維のもの (2) その他のもの
	帽体の材質	(1) 強化プラスチック製のもの (2) ABS樹脂製のもの (3) ポリカーボネイト製のもの (4) その他のもの		打ち方	(1) 3つ打ちのもの (2) 4つ打ちのもの (3) 8つ打ちのもの (4) 10打ちのもの (5) 12打ちのもの (6) 14打ちのもの (7) 16打ちのもの (8) 18打ちのもの (9) 20打ちのもの (10) 22打ちのもの (11) 24打ちのもの (12) 26打ちのもの
	衝撃吸収ライナの材質	(1) 発泡スチロール製のもの (2) その他のもの			
	保持装置の材	(1) 天然繊維を主たる成分とするもの			

	質	(2) 合成繊維を主たる成分とするもの (3) その他のもの			(13) 28打ちのもの (14) 30打ちのもの (15) 32打ちのもの (16) 34打ちのもの (17) 36打ちのもの (18) 38打ちのもの (19) 40打ち以上のもの
	サイズ	(1) 内装クッションの内周長が570 ミリメートル未満のもの (2) 内装クッションの内周長が570 ミリメートル以上620ミリメー トル未満のもの (3) 内装クッションの内周長が620 ミリメートル以上のもの		呼び径	(1) 8.25ミリメートル未満のも の (2) 8.25ミリメートル以上8. 75ミリメートル未満のもの (3) 8.75ミリメートル以上9. 25ミリメートル未満のもの (4) 9.25ミリメートル以上9. 75ミリメートル未満のもの (5) 9.75ミリメートル以上10. 25ミリメートル未満のもの (6) 10.25ミリメートル以上1 0.75ミリメートル未満のもの (7) 10.75ミリメートル以上1 1.25ミリメートル未満のもの (8) 11.25ミリメートル以上1 1.75ミリメートル未満のもの (9) 11.75ミリメートル以上の もの
3. 乳幼児 用ベッド	種類	(1) ベッド専用のもの (2) サークル兼用のもの (3) その他のもの	3. 家庭用 の圧力な べ及び圧 力がま	種類	(1) なべ (2) かま
	本体の材質	(1) 木製のもの (2) 金属製のもの (3) その他のもの		本体の材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの
	枠の構造	(1) 組子のもの (2) ネットのもの (3) その他のもの		ふたの材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの
	床板の材質	(1) 硬質繊維板製のもの			

	(2) 合板製のもの (3) その他のもの
床板の取付け方式	(1) 差込ピンに床板を置いた方式のもの (2) ボルトで床板を固定する方式のもの (3) 枠の上に床板を置いた方式のもの (4) その他のもの
前枠の開閉機構	(1) 前開き式のもの (2) スライド式のもの (3) その他のもの
キャスター	(1) あるもの (2) ないもの
アクセサリ	(1) あるもの (2) ないもの

取っ手の材質	(1) 合成樹脂製のもの (2) その他のもの
容量	(1) 4リットル未満のもの (2) 4リットル以上7リットル未満のもの (3) 7リットル以上のもの
最高使用圧力	(1) 0.09メガパスカル未満のもの (2) 0.09メガパスカル以上0.11メガパスカル未満のもの (3) 0.11メガパスカル以上のもの
はめ合わせ方式	(1) スライド方式のもの (2) 重ねぶた方式のもの (3) 落としぶた方式のもの (4) その他のもの
取っ手の形式	(1) 片手式のもの (2) 両手式のもの (3) その他のもの
取っ手の取付け方式	(1) リベットにより取っ手が接合されているもの (2) ボルトにより取っ手が接合されているもの (3) 溶接により取っ手が接合されているもの (4) 取っ手が本体と一体になったもの (5) 取っ手が着脱可能なもの (6) その他のもの
圧力調整装置の機構	(1) おもり式のもの (2) スプリング式のもの (3) その他のもの
安全装置の機構	(1) スプリング式のもの

		<u>25ミリメートル未満のもの</u> (6) <u>10.25ミリメートル以上10.75ミリメートル未満のもの</u> (7) <u>10.75ミリメートル以上11.25ミリメートル未満のもの</u> (8) <u>11.25ミリメートル以上11.75ミリメートル未満のもの</u> (9) <u>11.75ミリメートル以上のもの</u>		
5. 携帯用レーザー応用装置	種類	(1) <u>対象、位置等を指し示すために用いるもの</u> (2) <u>装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの</u> (3) <u>その他のもの</u>	5. 携帯用レーザー応用装置	(新規) (新規)
	形状	(1) <u>外形上玩具として使用されることが明らかなもの</u> (2) <u>その他のもの</u>	形状	(1) <u>外形上玩具として使用されることが明らかなもの</u> (2) <u>その他のもの</u>
	全長	(1) <u>8センチメートル未満のもの</u> (2) <u>8センチメートル以上のもの</u>	全長	(1) <u>8センチメートル未満のもの</u> (2) <u>8センチメートル以上のもの</u>
	(削除)	(削除)	質量(使用する電池の質量を含む。)	(1) <u>40グラム未満のもの</u> (2) <u>40グラム以上のもの</u>
	(削除)	(削除)	使用する電池の形状	(1) <u>単3形のもの</u> (2) <u>単4形のもの</u> (3) <u>単5形のもの</u> (4) <u>ボタン形のもの</u> (5) <u>その他のもの</u>
	(削除)	(削除)	使用する電池の数	(1) <u>1個のもの</u> (2) <u>2個のもの</u> (3) <u>3個のもの</u> (4) <u>4個以上のもの</u>
	レーザー光が	(1) <u>あるもの</u>	通電状態にあ	(1) <u>あるもの</u>

	<u>放出状態にあることを確認できる機能</u>	(2) <u>ないもの</u>
	<u>放出状態維持機能</u>	(1) <u>あるもの</u> (2) <u>ないもの</u>
	<u>レーザー光の種類</u>	(1) <u>持続波のもの</u> (2) <u>パルスのもの</u>
	<u>レーザー光の色</u>	(1) <u>赤色のもの</u> (2) <u>その他のもの</u>
	<u>表示する文字又は図形</u>	(1) <u>フィルターを用いて点以外の文字又は図形を表示できるもの</u> (2) <u>振動装置を用いて点以外の図形を表示できるもの</u> (3) <u>点のみを表示できるもの</u> (4) <u>その他のもの</u>
6 ~ 9 (略)	(略)	(略)
10 . ライター	<u>種類</u>	(1) <u>たばこ用のもの</u> (2) <u>その他のもの</u>
	<u>燃焼方式</u>	(1) <u>ポストミキシングバーナー式のもの</u> (2) <u>プリミキシングバーナー式のもの</u>
	<u>点火方式</u>	(1) <u>やすり式のもの</u> (2) <u>圧電素子を備えた直押し式のもの</u> (3) <u>圧電素子を備えたスライド式のもの</u> (4) <u>その他のもの</u>
	<u>意図しない点火を防止する方法</u>	(1) <u>操作力によるもの</u> (2) <u>操作方法によるもの</u>

	<u>ることを確認できる機能</u>	(2) <u>ないもの</u>
	(新規)	(新規)
	<u>レーザー光の種類</u>	(1) <u>持続波のもの</u> (2) <u>パルスのもの</u>
	<u>レーザー光の色</u>	(1) <u>赤色のもの</u> (2) <u>その他のもの</u>
	<u>表示する文字又は図形</u>	(1) <u>フィルターを用いて点以外の文字又は図形を表示できるもの</u> (2) <u>振動装置を用いて点以外の図形を表示できるもの</u> (3) <u>点のみを表示できるもの</u> (4) <u>その他のもの</u>
6 ~ 9 (略)	(略)	(略)
(新規)	(新規)	(新規)

火炎の高さ調整機構	(1) あるもの (2) ないもの
燃料の再充電	(1) できるもの (2) できないもの

別表第3 (第20条関係)

特定製品の区分	検査設備	検査設備の基準
1. 乳幼児用ベッド	構造試験設備	(略)
	荷重試験設備	(略)
	繰り返し落下衝撃試験設備 ただし、繰り返し落下衝撃試験技術の状況により、試験を実施することが適切であると国内登録検査機関等が認める者に定期的に繰り返し落下衝撃試験を行わせるものとして国内登録検査機関等が認める者は、繰り返し落下衝撃試験設備を備えることを要しない。	(略)
	側方荷重試験設備	側方荷重試験装置(左右妻枠の上さんの外側面に294.2ニュートン以上の荷重を

--	--	--

別表第3 (第20条関係)

特定製品の区分	検査設備	検査設備の基準
1. 乳幼児用ベッド	構造試験設備	(略)
	荷重試験設備	(略)
	繰り返し落下衝撃試験設備 ただし、繰り返し落下衝撃試験技術の状況により、試験を実施することが適切であると国内登録検査機関等が認める者に定期的に繰り返し落下衝撃試験を行わせるものとして国内登録検査機関等が認める者は、繰り返し落下衝撃試験設備を備えることを要しない。	(略)
	側方荷重試験設備	側方荷重試験措置(左右妻枠の上さんの外側面に294.2ニュートン以上の荷

		交互に繰り返し加えることができるもの)及びばねばかり等(測定精度が4.9ニュートン以上で、294.2ニュートンまで測定することができるもの)を備えていること。			重を交互に繰り返し加えることができるもの)及びばねばかり等(精度が4.9ニュートン以上で、294.2ニュートンまで測定することができるもの)を備えていること。
	衝撃試験設備	(略)		衝撃試験設備	(略)
2.携帯用レーザー応用装置	(略)	(略)		2.携帯用レーザー応用装置	(略)
3.浴槽用温水循環器	(略)	(略)		3.浴槽用温水循環器	(略)
4.ライター	火炎生成操作力及び火炎調整操作力測定設備	荷重試験装置(測定精度がフルスケールの±0.2パーセント以下で、100ニュートンまで測定できるもの)を備えていること。		(新規)	(新規)
	火炎の高さ測定設備	測定台(5ミリメートル間隔で水平に目盛りを付けた垂直に立つ不燃性の板と不燃性材料で作られた風の影響を受けない装置)を備えていること。		(新規)	(新規)
	恒温設備	恒温装置(恒温室又は恒温槽であつて、零下10度±2度、23度±2度、40度±2度及び65度±2度の温度を維持することが可能なもの)を備え、40度±2度及び65度±2度の温度を維持することが可能なものにおいては、ガス又は蒸気が滞留しないように換気装置を備えていること。		(新規)	(新規)
	消火時間測定設備	時計(測定精度が0.1秒以上のもの)を備えていること。		(新規)	(新規)
	質量測定設備	質量計(測定精度が0.1ミリグラム以上で、0.2キログラムまで測定することができるもの)を備えていること。		(新規)	(新規)

燃料試験設備	ガスクロマトグラフ又はこれと同等以上の性能を有するものを備えていること。
落下試験設備	コンクリート板及び高さ測定器（測定精度が1ミリメートル以上で、1.5メートル±0.1メートルまで測定することができるもの）を備えていること。
内圧試験設備	加圧試験機（3メガパスカル以上のゲージ圧力を加えることができるものであつて、毎秒69キロパスカルを超えない速度で圧力を加えることができるもの）を備えていること。

別表第5（第22条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
1	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	本体、ふた又は取っ手の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
2	乗車用ヘルメット	ヘルメットの内面又は外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
3	乳幼児用ベッド	ベッドの前枠又は妻枠の外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
4	登山用ロープ	ロープの末端部の表面に容易に消えない方法で表示を付すること。
5～9 (略)	(略)	(略)
10	ライター	ライターの外面の見やすい箇所に容易に消

--	--	--

別表第5（第22条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
1	乳幼児用ベッド	ベッドの前枠又は妻枠の外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
2	登山用ロープ	ロープの末端部の表面に容易に消えない方法で表示を付すること。
3	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	本体、ふた又は取っ手の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
4	乗車用ヘルメット	ヘルメットの内面又は外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
5～9 (略)	(略)	(略)
(新規)	(新規)	(新規)

	えない方法で表示を付すること。			
--	-----------------	--	--	--